

船橋市高齢者まちかど案内所事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、65歳以上の高齢者やその家族が介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を容易に得るために、介護保険サービス事業所及びその他協力事業所（以下「協力事業所」という）の協力により実施される船橋市高齢者まちかど案内所事業について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本事業で、協力事業所の協力により開設される相談窓口の名称は、「船橋市高齢者まちかど案内所」とする。

(協力の内容)

第3条 本事業の趣旨に賛同する協力事業所は、市に協力して次に掲げる活動は無償で行うものとする。

- (1) 事業所の入り口の見えやすい個所等に甲が作成したステッカーを貼付する。
- (2) 事業所を訪れた市民に対して、来所の目的を聞いて、甲が作成または提供した資料を基に、その目的に対応する情報を提供する。
- (3) 来所の目的が多岐にわたる場合は、地域包括支援センター・在宅介護支援センター等の高齢者総合相談窓口を紹介する。

(事業所の要件)

第4条 協力事業所は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業所内に市民からの相談を受けることができる事務所等のスペースがあること。
- (2) 暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体でないこと。

(協定の締結等)

第5条 市は、協力事業所と船橋市高齢者まちかど案内所事業協定書を締結する。

- 2 市と協力事業所は、本事業の実施により問題が生じた時には、両者で協議のうえ解決を図るものとする。
- 3 市は、協力事業所に対して、船橋市高齢者まちかど案内所事業に協力することを証するステッカーを交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。